

業務規程の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	第133条の2	<p>運用容量からマージンと経過措置の数量を除いた量である間接送電権の発行可能量は、間接送電権の入札価格を検討するにあたり必要な情報であるため、卸電力取引所に通知するのと同じタイミングでの公表を希望します。</p> <p>したがって、該当条項を下記のとおり変更いただくようお願いします。</p> <p>本機関は、間接送電権の取引等に必要な断面において当該連系線の間接送電権の発行可能量を卸電力取引所に通知をするとともに、速やかに公表する。</p>	<p>間接送電権発行可能量の算出および算出結果の公表は本機関で行うものではありません。</p> <p>なお、間接送電権発行可能量の算出および算出結果の公表については、国の審議会である「第21回 基本政策小委員会 制度検討作業部会」において、日本卸電力取引所にて行われると整理されております。</p>